

議案第35号

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の制定について

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例を次のように制定しようとする。

平成22年3月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年12月天理市条例第34号)第4条第1項に規定する天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、月額661,000円とする。

(地域手当)

第4条 地域手当は、給料月額を基礎として、天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例による。ただし、天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」と

する。

(退職手当)

第7条 退職手当は、管理者が任期満了し、退職し、又は死亡したときに、給料月額(任期満了し、退職し、又は死亡した日における給料月額をいう。)に在職月数(管理者となった日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数をいい、その月数が48月を超えるときは、48月とする。)を乗じて得た額に100分の25を乗じて算出した額を支給する。

(給与の支給方法)

第8条 給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理者の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条中「661,000円」とあるのは、「640,000円」とする。ただし、第7条の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。